「(仮称)青森市障がい者総合プラン」位置付け・基本理念について

1 (仮称)青森市障がい者総合プランの位置付け

青森市総合計画(R6年度~R10年度)※策定中

個別計画

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例(H29.4.1施行)



(仮称)青森市障がい者総合プラン (R6年度~R10年度)※第定中

・障害者基本法第11条第3項に基づく、市町村が 策定しなければならない障がいのあるかたの ための施策に関する基本的な計画 関連計画

- ・青森市地域福祉計画
- ・青森市子ども総合プラン
- ·青森市高齢者福祉·介護 保険事業計画

など



2 基本理念について

平成29年に制定・施行した「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」及び 「青森市基本構想(素案)」施策の大綱を踏まえた、新たな基本理念を設定する。

青森市障がいのある人もない人も共に生きる 社会づくり条例(H29.4.1施行)

前文

全ての市民が、<u>誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らし</u>ながら、生きがいを持って参加できる<u>共生社会の実現</u>を目指し、この条例を制定する。

青森市基本構想(素素) 施策の大綱

2 人をまもり・そだてる

健康でやさしい暮らしを創るため、「未来を担う人財の育成」「誰もが文化・スポーツに親しめる機会の充実」「生涯を通じた健康づくり・持続可能な医療提供体制の推進」「高齢者や<u>障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり</u>」「誰もが互いに尊重し、支え合う社会の推進」「安全・安心な市民生活・地域社会の確保」に取り組みます。

2 基本理念

「障がいのある人もない人も、誰もが互いを尊重し、支え合い、住み慣れた 地域で安心して暮らせるまち ~ 共生社会の実現~」

【参考1】現在の障がい者総合プランの基本理念

「誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現」

【参考②】国(第5次障害者基本計画)の基本理念

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す」